

愛西市公立保育所の運営等に関する方針 及び実施プラン



愛西市
平成 29 年 3 月

目次

第1章	はじめに	- 2 -
1	策定の背景及び趣旨	- 2 -
2	方針・実施プランの性格及び期間	- 2 -
第2章	愛西市の児童及び保育所等を取り巻く現状	- 3 -
1	児童を取り巻く現状	- 3 -
(1)	乳幼児数の推移（0歳から5歳）	- 3 -
(2)	乳幼児の出生数	- 3 -
(3)	合計特殊出生率	- 3 -
(4)	就学前児童数と保育所・幼稚園の在籍者数の推移	- 3 -
2	保育所等の現状	- 4 -
(1)	保育所及び認定こども園の状況	- 4 -
(2)	公立保育所の状況	- 5 -
3	児童発達支援事業所	- 5 -
第3章	公立保育所の運営等に関する方針	- 6 -
1	公立保育所の役割・機能について	- 6 -
(1)	公立保育所に求められること	- 6 -
(2)	公立保育所の存在意義等	- 6 -
2	公立保育所の適正規模について	- 7 -
(1)	乳幼児人口の推計（0歳児～5歳児）	- 7 -
(2)	公立保育所の適正な定員について	- 7 -
3	公立保育所建物の今後について	- 8 -
(1)	愛西市の公共施設整備の考え方	- 8 -
(2)	公立保育所建物の状況	- 9 -
(3)	公立保育所建物の管理運営	- 9 -
第4章	公立保育所運営等に関する実施プラン	- 10 -
1	公立保育所の規模（定員・施設配置）の適正化について	- 10 -
(1)	公立保育所統合化等の必要性	- 10 -
(2)	公立保育所統合化の対象施設	- 10 -
(3)	公立保育所統合の具現化に向けて	- 10 -
2	民間活力の導入について	- 11 -
(1)	民営化の考え方	- 11 -
(2)	基本的な取扱方針	- 11 -
3	公立保育所運営の適正化に関する計画	- 12 -
(1)	進め方	- 12 -
(2)	スケジュール	- 12 -



第1章 はじめに

1 策定の背景及び趣旨

平成29年1月1日現在、愛西市には認可保育所が12施設、認定こども園が1施設の計13施設が設置されています。設置者別には、公立保育所が4施設、私立保育所が8施設、私立認定こども園が1施設となっています。

保育所及び認定こども園の入所児童数は、平成28年7月1日現在で、公立保育所が定員520人に対し391人、私立保育所及び私立認定こども園が、定員1,305人に対し1,276人となっています。公立保育所では全ての施設において定員割れが続いていますが、今後も母親世代人口の減少による児童数の減少傾向は続くことが予測されております。

また、公立保育所の現在使用している建物の多くは、昭和50年代の児童数の多い時代に建てられたもので、平均建築年数41年と老朽化が進み、現在の児童数に比べ大きな建物を維持している状況にあります。

一方、市の財政状況は、依然として自主財源が少なく、地方交付税への依存度が高い中、地方交付税も平成17年4月の4町村の合併から10年を経過することで、普通交付税の特例措置（合併後算定替）期間の終了により平成28年度から5年間をかけて段階的に縮減されるという大変厳しい状況にあります。これを受けて、地方交付税縮減後も持続可能で安定的な行財政運営を図るため、平成28年3月に「愛西市行政改革第4期推進計画」が策定されましたが、その中で「公立保育所の定員適正化及び運営のあり方について検討すること」とされました。

これらを踏まえ、公立保育所が民間との競合を解消しながら、多様化・複雑化するニーズに対応し、効果的かつ効率的な施設運営を図るため、本方針及び実施プランを策定し、公立保育所に関する今後のあり方について、基本的な考え方と取り組みをまとめました。

2 方針・実施プランの性格及び期間

本方針と実施プランは、本市の子育て支援に関する取組みの方向性を示した「愛西市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、公立保育所運営の実践計画として位置付けます。また、計画期間は、平成29年度から平成36年度までの8か年計画とします。

なお、社会情勢の急激な変化に新たな対応が生じた場合、適宜プランの見直しを行います。



愛西市子ども・子育て支援事業計画

計画期間：①H27年度～31年度、②H32年度～36年度

本方針及び実施プラン

計画期間：H29年度～36年度

第2章 愛西市の児童及び保育所等を取り巻く現状

1 児童を取り巻く現状

(1) 乳幼児数の推移（0歳から5歳）

乳幼児数は、次の表のように平成23年度以降減少傾向にあります。

(単位：人)

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
0歳	420	403	360	384	374	354
1歳	464	436	450	394	423	403
2歳	509	484	472	464	416	444
3歳	499	521	511	489	491	419
4歳	565	500	534	529	498	497
5歳	567	564	504	532	535	500
合計	3,024	2,908	2,831	2,792	2,737	2,617
前年比	0	▲116	▲77	▲39	▲55	▲120

※ 各年度4月1日現在

(2) 乳幼児の出生数

出生数は、平成22年度に436人であり、その後、年々低下傾向にあり、平成27年度には367人となっています。

H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
436人	394人	381人	376人	359人	367人

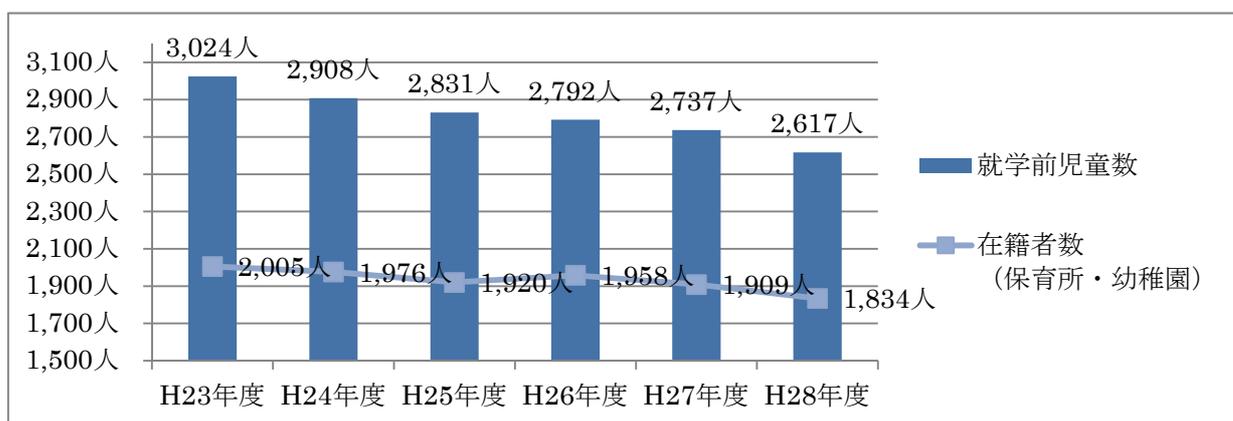
(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率(※)は1.25で全国1.38、愛知県1.51と比較し低い値で推移しています。

※ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。

(4) 就学前児童数と保育所・幼稚園の在籍者数の推移

本市の就学前児童数と保育所・幼稚園の在籍者数の推移をみると、就学前児童数、保育所・幼稚園在籍者数ともに、年々減少傾向にあります。



2 保育所等の現状

(1) 保育所及び認定こども園の状況

市内には、保育所が12施設、認定こども園が1施設あり、設置者別としては、公立が4施設（全て市直営）、私立が9施設となっております。また、保育所・認定こども園の他に、私立の幼稚園が3施設（定員合計898人）あります。

平成28年7月1日現在の保育所と認定こども園の定員と入所児童数は、次のとおりです。なお、愛西市内の保育所が受け入れる他市町村の児童数（受託児童数）は154人、一方、市外の保育所を利用する本市の児童数（委託児童数）は23人と、他市町村からの児童の受け入れが、市外の保育所を利用する児童数を大きく上回っています。

○保育所・認定こども園の定員及び入所児童数 (単位：人)

	公立			私立		
	施設名	定員	入所児童数	施設名	定員	入所児童数
佐屋地区	佐屋北保育園	120	93	美和多保育園	370	347
	佐屋中央保育園	160	101	市江保育園	270	303
	永和保育園	150	113	—	—	—
立田地区	—	—	—	立南保育園	90	76
八開地区	—	—	—	丸島保育園	30	23
	—	—	—	白百合保育園	60	70
佐織地区	佐織保育園	90	84	勝幡さくら園	120	133
	—	—	—	西川端保育園	150	173
	—	—	—	町方保育園	35	30
	—	—	—	草平保育園	120	121
合計		520	391		1,245	1,276

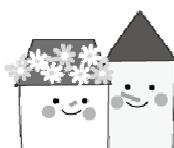
※ 入所児童数は平成28年7月1日現在。市外からの受託児童を含む。

○愛西市内の保育所を利用する他市町村の児童（受託児童）、他市町村の保育所を利用する愛西市の児童（委託児童）の状況

(単位：人)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
受託児童数	177	187	172	165	168	155
委託児童数	33	29	27	26	30	24

※ 各年度4月1日現在



(2) 公立保育所の状況

① 入所児童数と入所率

公立保育所の入所児童数は、平成28年7月1日現在、4か所全ての施設が定員割れとなっています。

入所率の最も低い保育所は、佐屋中央保育園の63.1%、次いで永和保育園の75.3%、佐屋北保育園の77.5%、佐織保育園の93.3%となっています。

② 職員の状況

平成28年4月1日現在の公立保育所に勤務する職員は、職種別に、保育士は101名中54名が正規職員と任期付職員で47名が臨時職員、給食調理員は7名中4名が正規職員で3名が臨時職員となっています。また、平成36年度末までに、正規職員7名が定年退職を迎える状況にあります。

③ 特別保育事業の実施状況

本市では、通常の保育の他、次のとおり特別保育事業を実施しています。

	一時保育	延長保育	障害児保育	休日保育	病児保育
佐屋中央保育園	○	○	○	×	×
佐屋北保育園	○	○	○	×	×
永和保育園	○	○	○	×	×
佐織保育園	○	○	○	×	×

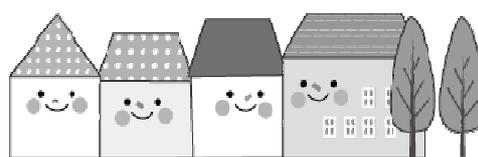
※ ○：実施、×：未実施

3 児童発達支援事業所

児童発達支援事業所は、障害のある未就学児が日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適応できるよう支援する通所施設です。

本市には、平成29年1月現在で、公立事業所が立田地区の「あいさいわかば」、八開地区の「あいさいわかば分室」の2か所、私立事業所が佐織地区に1か所が設置されています。

公立事業所の2か所については、本来、子ども向けに設置された施設ではないこともあり、子どもにとっては使いにくい環境にあります。遊具やトイレ、手洗い場等子ども専用の使い勝手のよい施設運営は望まれるところであり、「健常児と同じ空間で遊びの共有ができる。」「日常生活の中で自然に受け入れられる。」などの効果も考慮すると、保育園と2か所に分散した児童発達支援事業所の併設は、理想運営の一つの選択肢として考えます。



第3章 公立保育所の運営等に関する方針

1 公立保育所の役割・機能について

(1) 公立保育所に求められること

少子化の進行や雇用形態の変化、保護者の子育てに対する意識の変化等による保育ニーズの多様化・複雑化に対応していくため、公民それぞれの特徴をより一層生かした機能分担を行っていく必要があります。特に公立保育所においては、私立保育所での実施が直ちには困難と思われるサービスへの対応や、市全体の保育水準を高めていく役割が求められます。

(2) 公立保育所の存在意義等

地域の保育ニーズを的確に捉えた保育行政を実践していくため、その存在意義と公立保育所の目指すべき姿を次のとおり掲げ、今後の公立保育所運営と子ども・子育て支援施策の推進に努めます。

① 行政機関としての役割

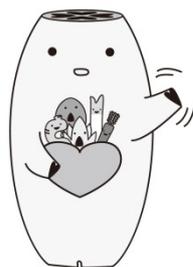
- ・ 地域の保育機能を高める取組みの中心的役割を担い、市全体の保育水準の向上を図ること。
- ・ 国・県の方針を踏まえた保育行政を実践すること。

② 特別な配慮を必要とする子どもと保護者に対する支援

- ・ 専門知識、技術を有した人材育成・人材確保を図ること。
- ・ 児童発達支援事業所の併設等により支援の拠点づくりを進めること。
- ・ 障害児保育、病児・病後児保育等の特別保育事業を推進すること。

③ 地域・関係機関との連携

- ・ 行政機関としてのネットワークを活かし、児童相談所、学校等の行政機関と連携し、地域に即した子育て支援を実施すること。
- ・ 愛西市子育て世代包括支援センターとの連携による家庭における子育ての支援や、地域全体で子育てを行う意識の高揚を図ること。



2 公立保育所の適正規模について

(1) 乳幼児人口の推計（0歳児～5歳児）

本市の乳幼児人口は、平成29年から平成36年の間に約1割（240人）の減少が見込まれます。

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H29年度	384	416	443	471	434	511	2,659
H30年度	382	412	437	464	479	438	2,612
H31年度	374	410	433	458	472	484	2,631
H32年度	368	401	431	454	466	476	2,596
H33年度	361	394	422	452	462	470	2,561
H34年度	351	387	415	443	460	466	2,522
H35年度	343	377	408	434	451	464	2,477
H36年度	331	368	396	427	442	455	2,419

※ 愛西市子ども・子育て支援事業計画より引用（H32年度以降は継承人口）

(2) 公立保育所の適正な定員について

保育所は、入所要件を満たす保護者であれば、入所希望の保育所を自由に選択し、入所が可能のため、小学校のような通学区域はありませんが、保育所が所在する小学校通学区域内の乳幼児数をみると、公立保育所では、佐屋小学校通学区域児童が大半を占める佐屋中央保育園、佐屋北保育園の2園を合わせての入所率が69.3%と、永和保育園（永和小学校通学区）75.3%、佐織保育園（北河田小学校通学区）93.3%と比較して、乳幼児数が定員に比べ少ない状況が着目されます。今後とも乳幼児数の減少が予測される中で、適正な保育の実施と保育所運営面において課題となっています。

次の表は、平成29年から平成36年までの0歳児から5歳児の推計人口に対し、平成28年4月1日現在の公立保育所の入所割合（0歳児から5歳児の児童が公立保育所に入所する割合14.1%）を乗じた入所児童数と保育所の定員の比較表です。

○保育所の定員と入所児童数（推計）の比較表

	公立保育所		
	定員	入所児童数	差
H29年度	520人	375人	▲145人
H30年度	520人	368人	▲152人
H31年度	520人	371人	▲149人
H32年度	520人	366人	▲154人
H33年度	520人	361人	▲159人
H34年度	520人	356人	▲164人
H35年度	520人	349人	▲171人
H36年度	520人	341人	▲179人

※ 入所児童数は、平成28年4月1日現在の入所割合（14.1%）により算定

次の表は、上の分布表に基づき、今後の公立保育所定員の見直しシミュレーションを行ったものであります。

○入所定員見直しシミュレーション

	公立保育所			入所率	定員減
	定員	入所児童数	差		
H 29 年度	520 人	375 人	▲145 人	72.1%	
H 30 年度	495 人	368 人	▲127 人	74.3%	▲25 人
H 31 年度	470 人	371 人	▲99 人	78.9%	▲25 人
H 32 年度	470 人	366 人	▲104 人	77.9%	
H 33 年度	400 人	361 人	▲39 人	90.3%	▲70 人
H 34 年度	400 人	356 人	▲44 人	89.0%	
H 35 年度	400 人	349 人	▲51 人	87.3%	
H 36 年度	400 人	341 人	▲59 人	85.3%	

3 公立保育所建物の今後について

(1) 愛西市の公共施設整備の考え方

本市が保有する公共施設の管理に関する基本的な考え方については、次のとおりです。

- ① 維持管理・修繕・更新等の優先度は、建築年度、対象部の修繕、更新年度を踏まえ、その設置目的に応じた重要度を設定し、劣化度と合わせて総合的に判定します。
- ② 点検・診断を定期的実施するとともに、長期的な利用が望まれる施設に関しては、適切な時期に大規模改修を実施するなど、計画的に施設の平均年数を延長します。
- ③ 人口減少や市の財政状況、確保すべき品質等今後の変化に伴い、これらに対応した適切な行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくため、施設の統合や複合化等を行います。
- ④ 耐用年数到来による更新のタイミングだけでなく、社会情勢等の変化が生じた場合は、耐用年数にこだわらず、全体最適の視点で、施設の統廃合や複合化等を行います。
- ⑤ 民間への譲渡・売却や、PFIの導入など、民間活力を最大限に活用します。

(2) 公立保育所建物の状況

現在使用している公立保育所の建物の多くは、昭和 50 年代の児童数の多い時代に建てられたもので、平均建築年数 41 年と老朽化が進み、現在の利用者数に比べ大きな建物を維持している状況にあります。

名称	建築年度	構造	定員	施設面積	構造耐震指標
佐屋中央保育園	S 54	R C 造 2 階建て	160 人	990.22 m ²	Is 値 0.77~1.83
佐屋北保育園	S 52	R C 造 2 階建て	120 人	869.93 m ²	Is 値 0.76~1.34
永和保育園	S 49・50・53	R C 造 2 階建て	150 人	1248.25 m ²	Is 値 0.72~3.88
佐織保育園	S 45	木造平屋建て	90 人	595.26 m ²	Iw 値 1.005~1.21

※ 耐震工事施工年度は、4 園とも平成 22 年度

※ Is 値は鉄筋コンクリート造、Iw 値は木造の「構造耐震指標」で、耐震診断において判断の基準となる値

※ 一般的な Is 値、Iw 値の目安は、

- ・ Is 値 0.3 未満、Iw 値 0.7 未満：倒壊し又は崩壊する危険性が高い
- ・ Is 値 0.3 以上 0.6 未満、Iw 値 0.7 以上 1.0 未満：倒壊し又は崩壊する危険性がある
- ・ Is 値 0.6 以上、Iw 値 1.0 以上：倒壊し又は崩壊する危険性が低い

(3) 公立保育所建物の管理運営

公立保育所については、計画的な維持保全を図ることで建物の耐久性を維持し、劣化を最小限にとどめ、最も経済的な施設の維持管理を目指します。

現在実施している老朽化に伴う改修・応急修繕については、引き続き適切に対応し、良好な保育環境の確保に努めることとします。



第4章 公立保育所運営等に関する実施プラン

1 公立保育所の規模（定員・施設配置）の適正化について

（1）公立保育所統合化等の必要性

本市は平成17年4月に4町村が合併し誕生しましたが、平成19年度以降、ゆるやかに人口減少が始まり、今後も母親世代人口の減少による子どもの数の減少傾向は、続くことが予測されております。

これに伴い、保育所入所児童数も第3章の2の記述のとおり減少を続けており、特に公立保育所においては、大きく定員割れの状況にあります。

市内の私立保育所においても、市外から児童を受け入れることにより、定員確保が図られている施設もあり、今後、近隣市町の児童数の減少も見込まれますので、公立保育所の定員設定には市域全体のバランスに十分配慮する必要があります。

また、保育士の雇用確保が困難な状況の中で、公立保育所の統合化を実施すれば、現在公立保育所で未実施の休日保育、病児保育などの特別保育事業を限られた人的資源の範囲内で推し進めることも可能になります。

さらに、子どもの発達については、人や自然・事物・出来事等の相互作用の中で発達していき、集団の中で生活することで自主・自立性、協調性等が養われ成長が促されると言われております。これらの観点からも、保育規模（定員・施設配置）の適正化が求められますので、恒常的に定員割れをしている公立保育所の定員の見直しと規模縮小に伴う統合化が必要となっております。

（2）公立保育所統合化の対象施設

対象施設は、日常の生活圏域を考慮し、隣接に（概ね2kmの範囲内に）公立保育所がある施設とします。

（3）公立保育所統合の具現化に向けて

子どもの生活と発達の援助を行う保育所は、子どもの発育発達に直接影響を与える重要な役割を持つ施設であり、公立保育所は、地域との連携により、コミュニティ活動の拠点となりうる公的施設でもあります。

公立保育所の統合を進めていくためには、

- ① 子どもへの影響に十分配慮し、保育の質の低下を招かないこと。
- ② 保護者や子どもの不安等を取り除くこと。
- ③ 保育に対し、公立保育所と民間保育所との公民協働で取り組むこと。などが前提条件になります。

そのためには十分な準備期間をとり、保育の質が低下することなく、保育の質の向上が保障されることが不可欠であります。保護者はもちろんのこと、関係する人々に情報を開示するとともに積極的に情報提供し、理解を得ながら取組みを進める必要があります。

2 民間活力の導入について

(1) 民営化の考え方

保育所の設備及び運営については、保育所保育指針や児童福祉施設最低基準に即した保育を実践する必要がありますので、基本的事項に公立と私立に大きな差異はなく、保育ニーズが多様化している中でサービスの充実を図るには、民間の活力を活用し、効率的かつ効果的な保育所運営を行うことが必要であると考えます。

また、意欲と保育の質を確保・維持できる能力を持った民間事業者の特徴を持った保育所運営は、市民の選択肢を広げる上で有効であり、公平性・透明性を確保しつつ、高い能力を持つ事業者を選定できる仕組みを構築した上で、民間参入を進めていきます。

なお、公民の役割分担もありますので、全ての保育所を民営化するのではなく、市直営施設においては、第3章の1の記述のとおり行政直営の保育所として求められる役割・機能の強化に努めることとします。

(2) 基本的な取扱方針

民営化を進める基本的な取扱方針は、次のとおりとします。

- ① 市有財産の処分を行うため、原則として公募方式を採用します。
- ② 第三者機関の保育所公募選考委員会を設置し、運営移管する法人を選考します。
- ③ 運営移管する法人の範囲は、民営化に対する地域住民の信頼感を担保することや、子ども子育て支援法に基づき教育・保育を提供する施設であることから、市内に保育所、認定こども園又は幼稚園を設置している社会福祉法人又は学校法人を基本とします。
- ④ 運営移管を行うにあたっては、児童や保護者の不安感がないよう、指定管理者制度の導入や人事交流により十分な引き継ぎ期間を経てスムーズに移管します。
- ⑤ 運営移管を受けた法人は、当該保育所が果たしてきた公立保育所の役割を尊重するとともに、市の保育行政の推進に積極的に寄与するものとします。
- ⑥ 運営移管を受けた法人は、当該保育所の運営について保育ニーズがある間は、廃止及び運営譲渡を行わないものとします。その間に廃止及び運営譲渡を行いたい場合は、事前に市の承認を得なければならないものとします。
- ⑦ 運営移管を受けた法人は、事業の実施に予算制度の制限を受けるなど迅速性に欠ける公立保育所と比較し、利用者の要望に対して迅速に対応できる民間保育所の利点を生かした固有で特色のある特別保育事業を進めるものとします。



3 公立保育所運営の適正化に関する計画

(1) 進め方

- ① 私立保育所で優先的に入所児童の確保ができるよう、児童数の減少と地域の需給バランスを考慮しながら、公立保育所の定員・施設配置の見直しを行います。
 - ア 現在、佐屋地区に保育所が5施設（公立3施設、私立2施設）あり、うち公立保育所2施設が隣接しているため、当該施設（佐屋北保育園、佐屋中央保育園）を統合します。
 - イ 次期（平成31年度中に策定）の愛西市子ども・子育て支援事業計画を反映し、公立保育所の適正定員を再設定します。
- ② 建築年度が最も古く木造の佐織保育園については、移転、既存施設の利活用等による環境の整備を進めます。
- ③ 現在、市が運営する「あいさいわかば（児童発達支援事業所）」については、公立保育所の併設を調整します。
- ④ 公立保育所4施設のうち統合又は児童発達支援事業所の併設を進める3施設（佐屋北保育園、佐屋中央保育園及び佐織保育園）は市直営施設とし、永和保育園については、前述の基本的な取扱方針に沿って民営化（指定管理者制度の導入。その後、民間移管する。）を進めます。

(2) スケジュール

年度	H29～30	H31～32	H33～34	H35～36
佐屋中央保育園	◎統合化に向けた準備・調整		◎統合化の実施	
佐屋北保育園				
永和保育園	◎指定管理者制度導入準備	◎指定管理者制度の導入による民営化	◎民間移管（民立民営）	
佐織保育園	◎移転、既存施設の利活用等による環境整備			
あいさいわかば	◎「あいさいわかば」移設・公立保育所との併設調整			

愛西市公立保育所の運営等に関する方針及び実施プラン

平成29年3月

発行：愛西市 健康福祉部 児童福祉課

〒496-8555

愛知県愛西市稲葉町米野308番地

(電話)0567-55-7118 (ダイヤルイン)

(FAX)0567-26-5515 (1F)

(愛西市ホームページ) <http://www.city.aisai.lg.jp/>